

## 金融円滑化にかかる説明書類

平成 29 年 1 月 30 日  
古川農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第 1 当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

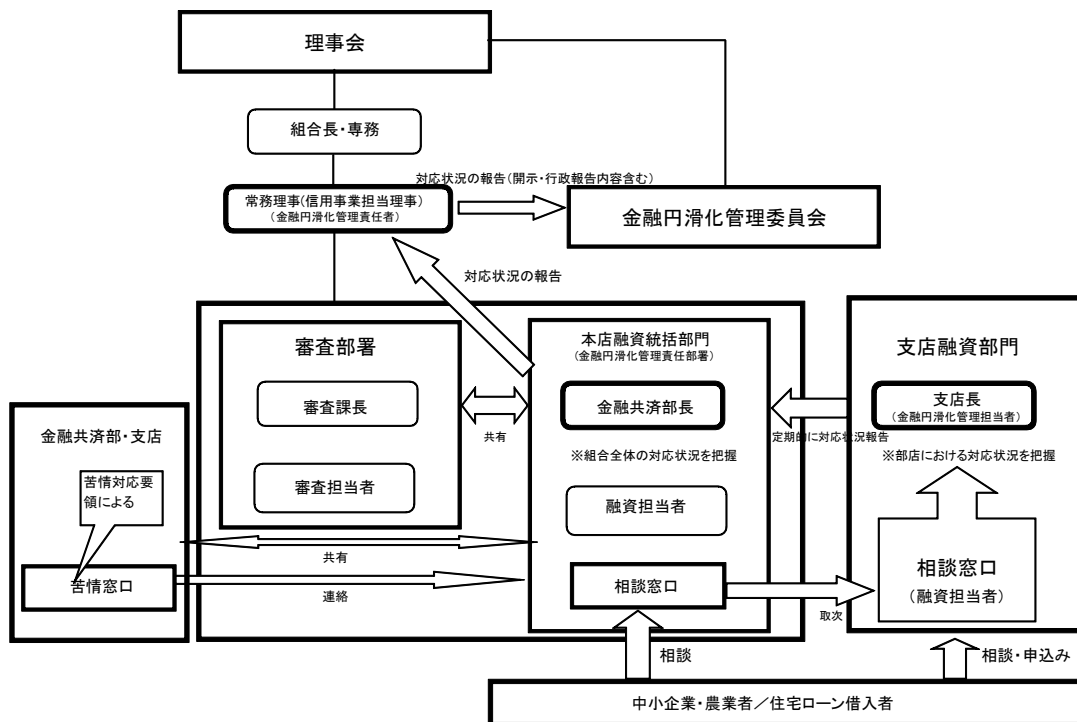
- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等，経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 金融円滑化にかかる基本方針の全文については、平成 22 年 1 月 29 日に公表しております。

第2 当組合では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役職員長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 常務理事（信用事業担当理事）を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部金融業務課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部金融業務課へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

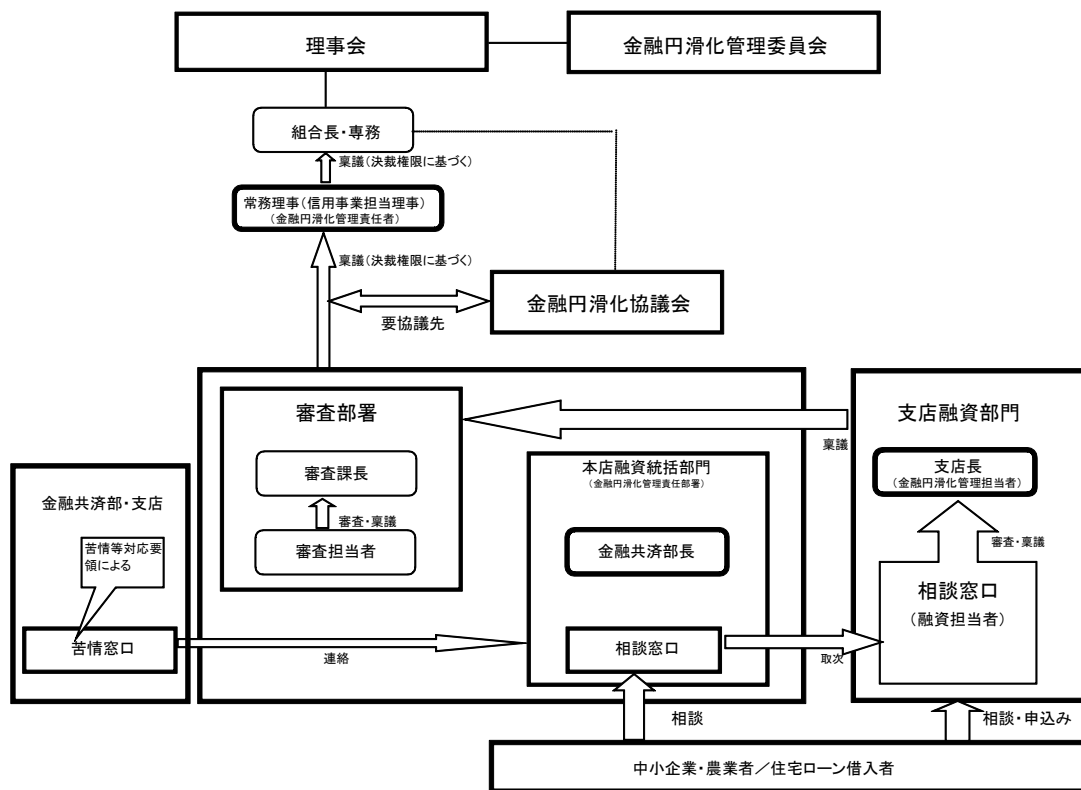
《対応状況を把握する体制の概要図》



### 第3 金融円滑化にかかる苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を金融共済部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融共済部に連絡をし、金融共済部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《苦情・相談対応の体制の概要図を添付》



・本支店のご相談窓口は以下の通りです。

店舗名・相談窓口	所在地	電話番号
本店・金融共済部金融業務課	宮城県大崎市古川北町三丁目 10-36	0229-23-6515
東部支店	宮城県大崎市古川石森字宮崎 45	0229-22-2207
西部支店	宮城県大崎市古川新田字鹿島西 112	0229-26-2511
南部支店	宮城県大崎市三本木字善並田 145	0229-52-2211
北部支店	宮城県大崎市古川桜ノ目字下り松 6-10	0229-28-1121
古川駅前出張所	宮城県大崎市古川駅前大通一丁目 5-18	0229-23-6521

(ご相談受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時)

#### 第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制については、金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

(2) 条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について、特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成については経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

- ・体制整備として平成29年1月30日より支店に営農課を設置し、信用部門と営農部門が連携を図って機能の強化に努めます。

- ・金融円滑化管理部署は、主催する業務研修等の機会を活用して金融円滑化にかかる規則類、留意事項にかかる教育を行います。